

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年6月19日

川越市長 川合 善明 殿

住 所 埼玉県川越市 大字栄1番地

氏 名 東洋インキ株式会社 埼玉製造所

埼玉製造所長 百瀬 雅俊

電話番号 049(233)2211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東洋インキ株式会社 埼玉製造所
事業場の所在地	埼玉県川越市 大字栄1番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	化学工業／印刷インキ製造業
②事業の規模	958億円／年（令和4年度・TI単独）
③従業員数	694人（令和5年6月1日現在）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

（日本工業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		別紙のとおり
排 出 量			t
②計画	(これまでに実施した取組)		
	各部門の省材委員を中心に、廃棄物削減活動を行った。 生産工程のロスや生産残品（製品にならないもの）の削減に努め、 廃棄物削減を実施。 また、発生した廃棄物を単に廃棄するのではなく、有価物処理の実 施で廃棄物を削減した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		別紙のとおり
排 出 量			t
(今後実施する予定の取組)			
前年同様に省材部会員を中心に活動を行い、廃棄物削減を継続・検 討する。 発生した不用物の有価物割合を高め、廃棄物処理量を削減する。ま た、廃棄物を廃棄物として処分せず、他の物に転用出来ないかを検討 を継続する。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 他の産廃廢油と分別し、搬出時まで分別保管する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 有価物処理出来る廃油との分別を強化し、有価物と産廃物を明確す る。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量		実績なし t t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量		計画なし t t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量		実績なし t t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	計画なし t t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	実績なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 特になし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	計画なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 特になし			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 発生量の全量を、中間処理後再利用、又はサーマルリサイクル処理業者処理を行った。			

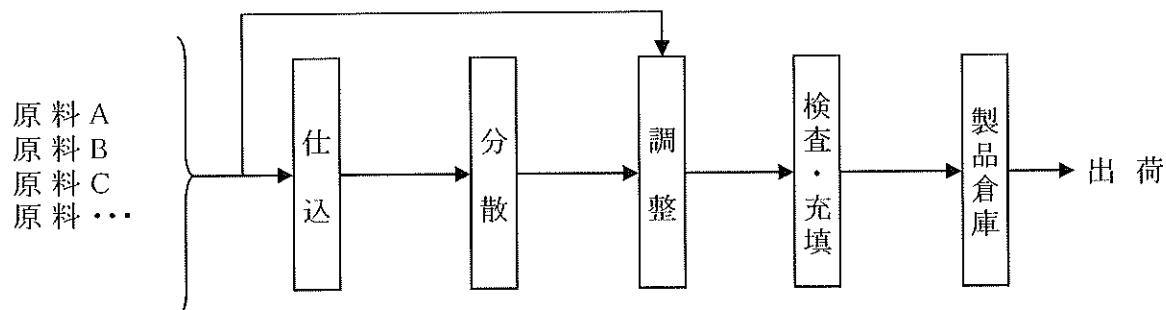
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		別紙のとおり
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>前年同様に、搬出廃棄物は、中間処理後再利用、又はサーマルリサイクル処理業者委託を行う。</p> <p>また、熱回収業者への委託割合を高め、サーマルリサイクルに貢献する。</p> <p>優良認定処理業者への処理委託を検討する。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の搬出の抑制に関する事項

○ インキ製造工程の概略

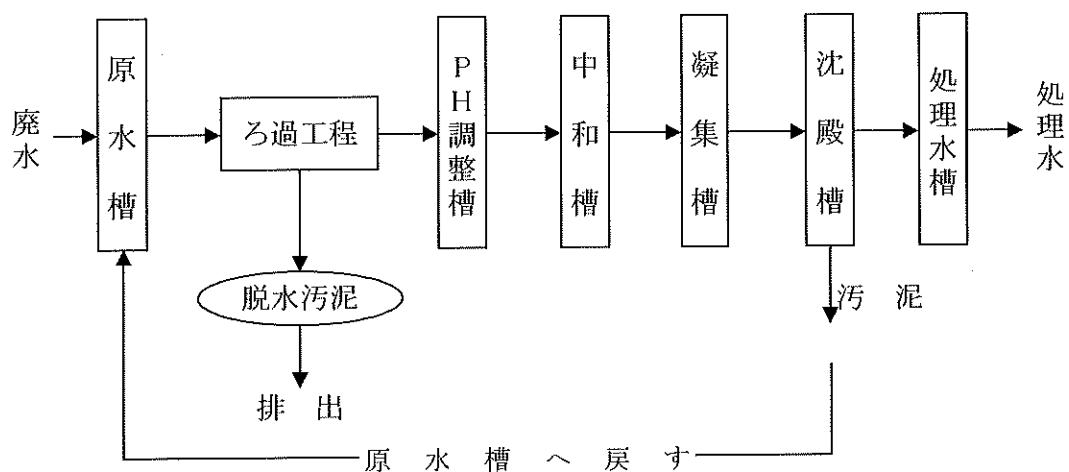


発生する産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物を含む）

	廃油 (廃水)	廃油 (廃水)	廃油 (廃水)	廃油 (廃水) 廃インキ	廃インキ
集塵廃棄物	集塵廃棄物				
原料廃缶	原料廃缶		原料廃缶		
原料廃袋	原料廃袋		廃プラ類	廃プラ類	廃プラ類
廃プラ類	廃プラ類			廃プラ類	廃プラ類

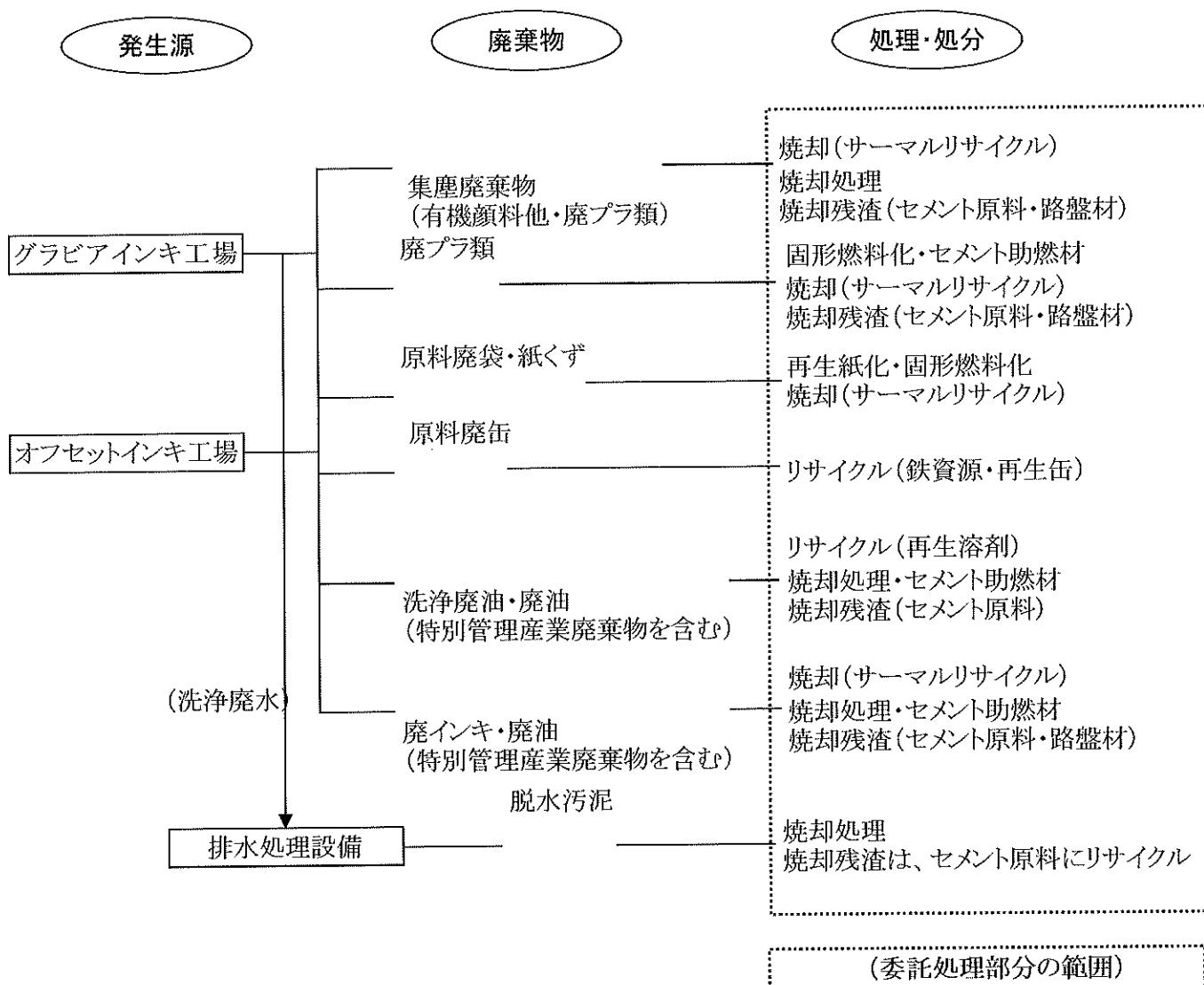
→廃水の場合、排水処理施設へ

○ 廃水処理工程の概略



別紙-2

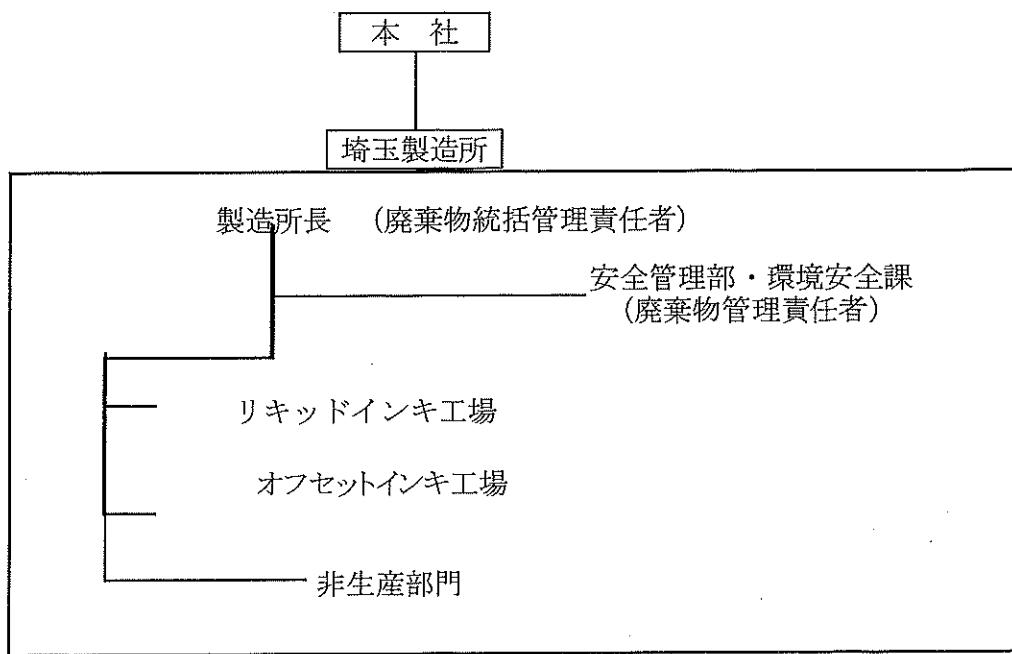
○ 産業廃棄物処理フロー



2. 産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項（特別管理産業廃棄物を含む）

(1) 責任者及び管理組織図（特別管理産業廃棄物を含む）

統括管理責任者	埼玉製造所長
廃棄物担当	組織名：安全管理部・環境安全課 組織人員： 9人
特別管理産業廃棄物管理責任者	安藤 宏和
役割	<p>○廃棄物処理に関する検討（特別管理産業廃棄物を含む） 廃棄物の発生抑制、再生利用、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。</p> <p>○廃棄物処理方針の策定（特別管理産業廃棄物を含む） ○製造所の廃棄物管理規程類の策定・改廃（〃） ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認（〃）</p> <p>○廃棄物処理計画の作成（特別管理産業廃棄物を含む） ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討（〃） ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握（〃） ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理（〃） ○委託契約の締結検討（〃） ○マニフェストの管理（〃） ○監督官庁への各種報告（〃） ○社員、関係会社に対する教育・啓発（〃） ○その他関係する事項（〃）</p>



(2) 管理体制の強化（特別管理産業廃棄物を含む）

- ・管理体制（組織）

製造所内の各部署と協力し、廃棄物処理に対応するための組織（安全管理部）を編成する。これには下部組織として環境安全課を置き専門的な活動を行う。

- ・管理方法

廃棄物化回避、減量のための施策、分別の拡大、所内部門別廃棄実績・集計体制の確立等の検討を行う。

(3) 教育・研修（特別管理産業廃棄物を含む）

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、環境安全課を通して従業員への周知・教育を行う。

(4) 情報公開（特別管理産業廃棄物を含む）

廃棄物の処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況についての情報の公開に努める。

(5) 廃棄物の処理に関する事項

（排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む）

基本事項（特別管理産業廃棄物を含む）

- ・産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ・処理業者に委託する廃棄物は、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ・最終処分量に関する目標及び計画は、定期的な見直しを行う。
- ・廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、関連会社を含めた製造所で一丸となって廃棄物の減量化に努める。

発生抑制

- ・工程内リサイクルを推進する。
- ・発生抑制を考慮した製造方法を検討する。

再生利用

- ・新しい資源化を開拓検討する。
- ・再生利用ルートの確保と開拓。

中間処理

- ・脱水効率の向上の検討。

その他

- ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。

(6) 産業廃棄物の分別に関する事項（特別管理産業廃棄物を含む）

- ・具体的取組

環境安全課を通じて周知・徹底を行う。

(7) 産業廃棄物の再生利用に関する事項（特別管理産業廃棄物を含む）

- ・具体的取組

環境安全課として新しい資源化の検討、再生利用ルートの確保と開拓を行う。

別紙-5

特別管理産業廃棄物の搬出の抑制に関する事項

① 現状 前年度(令和4年度)実績

産業廃棄物の種類	廃油(特管)	pH12.5以上の廃アルカリ (特別管理産業廃棄物)				
排出量	472 t	5.7 t				

② 計画 目標

産業廃棄物の種類	廃油(特管)	pH12.5以上の廃アルカリ (特別管理産業廃棄物)				
排出量	467 t	5.6 t				

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状 前年度(令和4年度)実績

産業廃棄物の種類	廃油(特管)	pH12.5以上の廃アルカリ (特別管理産業廃棄物)				
全処理委託量	472 t	5.7 t				
優良認定処理業者への委託処理量	472 t	5.7 t				
再生利用業者への処理委託量	472 t	5.7 t				
認定熱回収業者への処理委託量						
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						

優良業者欄から熱回収業者欄への委託量は、全処理量中の該当数量。

② 計画 目標

産業廃棄物の種類	廃油(特管)	pH12.5以上の廃アルカリ(特別管理産業廃棄物)				
全処理委託量	467 t	5.6 t				
優良認定処理業者への委託処理量	467 t	5.6 t				
再生利用業者への処理委託量	467 t	5.6 t				
認定熱回収業者への処理委託量						
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						

優良業者欄から熱回収業者欄への委託量は、全処理量中の該当数量。

③電子情報処理 実績(排出量)

【前年度(令和4年度)実績】	
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	478
(今後実施する予定の取組み) 年間50トン以上になる為、電子情報処理を確実に実施する。	